## 報告第1号

専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解 について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

## 愛西市長 日 永 貴 章

- \* 市長の専決処分事項の指定について
  - 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
  - 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

## 別紙

	事故						
番号	専決処分				相手方の	所属	損害賠償
	年月日	場 所	概  要	要	住所氏名	(氏名等)	の額
	発生年月日						
1	令和 6.1.4	愛西市立石	貨物自動車が市道 619	3 号線に設置		土木課	87, 186 円
		町中地内	された集水桝を通過した	とき、集水桝		(所管)	
			の蓋がはね上がり、車両	下部を破損さ			
			せ、相手方に物的損害を	・与えたもの			
	令和 5. 10. 19						